

2023.05.01

## ESG リスクトピックス <2023 年度第 2 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

### 今月のトピックス

#### <ネイチャーポジティブ>

#### ○生物多様性国家戦略 2023-2030 が閣議決定、2030 年までのネイチャーポジティブを明記

（参考情報：2023 年 3 月 31 日付 環境省 HP [https://www.env.go.jp/press/press\\_01379.html](https://www.env.go.jp/press/press_01379.html)）

政府は 3 月 31 日、日本国内における生物多様性の保全と持続可能な利用のための次期戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定した。2030 年ミッションとして「2030 年までにネイチャーポジティブ（自然再興）\*を実現する」ことを掲げる一方、自然や生態系への配慮や評価が組み込まれた社会経済活動を推進することなども織り込んだ。

本戦略は、22 年 12 月に採択された昆明・モンテリオール生物多様性枠組み（GBF\*\*）を踏まえて策定されたもの。GBF は、2030 年ターゲットで、ビジネス、事業者や金融機関、資金の流れに関する目標を拡充した。日本もこの方向性を反映した。加えて GBF は、GBF 達成に向けて各国取り組みの進捗状況をモニタリングする世界的なレビューや、その結果を踏まえて各国が取り組みを見直す仕組みの構築も検討中。つまり各国目標を達成するために、事業者や金融機関を含む各ステークホルダーに対して確実な行動の要請を強める可能性もある。

本戦略は、2030 年ミッションを達成するため、①生態系の健全性の回復 ②自然を活用した社会課題の解決 ③ネイチャーポジティブ経済の実現 ④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動 ⑤生物多様性に係る取り組みを支える基盤整備と国際連携の推進——の 5 つの基本戦略を掲げる。

5 つの基本戦略の中で事業者や金融機関に関連が深い上記③の「ネイチャーポジティブ経済の実現」は、企業による生物多様性への影響の評価と科学に基づく目標設定や情報開示を促進すること、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進すること、さらには生物多様性保全に貢献する技術・サービスへの支援を進めることなどを挙げる。企業による生物多様性に対する影響などの評価や開示に関しては、「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）や「科学に基づいた自然に関する目標（SBT for Nature）などの動向を踏まえると記載されているため、これらの国際動向も注視することが望ましい。また、「OECD\*\*\*認定」を受けた土地の環境価値の見える化とその売買や、寄付などを通じたマネタイズ手法の検討、税制優遇措置の検討にも触れている。これらが実現すれば、企業が生物多様性保全に取り組むメリットが将来的に増大する可能性もある。

\* ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

\*\* GBF : Global Biodiversity Framework

1992 年に締結された生物多様性条約に基づき、締約国で検討・採択される国際的な生物多様性の枠組み。日本も 1992 年に署名し、これを受けて 2008 年に生物多様性基本法を制定。生物多様性基本法により、

生物多様性国家戦略の策定は義務とされている。

\*\*\* OECM : Other Effective area-based Conservation Measures

保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、該当する場合は文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの。民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域なども含まれ、各国でこのような区域の認証制度の構築が図られている。日本でも、環境省が上記のような区域を「自然共生エリア」として認定する仕組みを検討している。

<気候変動>

○環境省が地域金融機関向けガイドを相次ぎ公表、ESG エンゲージメントと TCFD 開示の促進で

(参考情報 : 2023 年 3 月 31 日付 環境省 HP [https://www.env.go.jp/press/press\\_01375.html](https://www.env.go.jp/press/press_01375.html)

2023 年 4 月 7 日付 環境省 HP [https://www.env.go.jp/press/press\\_01447.html](https://www.env.go.jp/press/press_01447.html))

環境省は 3 月 31 日、「ESG 地域金融実践ガイド 2.2」を公表した。「2050 年カーボンニュートラル」に向けて脱炭素化の取り組みが加速する中、地域社会においてそれを実現するために、地域金融機関に期待される役割は非常に大きくなっている。しかしながら地域社会の主要な担い手である中小企業には、不確実性の高い長期を見据えて価値創造につなげるために ESG 経営を推進するという発想が、まだ十分に浸透していない。中小企業の非財務価値に従来から着目していた地域金融機関が、ESG 的な視点を再確認して地域社会に働きかけ ESG エンゲージメントを高めることで、取引先の ESG リスク軽減や新たな事業機会の創出、金融機関自身の成長・競争力強化にもつながる可能性がある。ガイドでは、前年度の活動から見出した現状の課題や気づきとして、以下などの点を挙げている。

課題・示唆	概要
金融機関の営業担当者、取引先における腹落ち感（納得感）の醸成	・短期的な成果を求められがちな金融機関の営業担当者やその取引先企業には、中長期的に効果が表れる ESG 金融に心理的ハードルが生じる傾向があり、取り組みの社会的意義やメリットの受益者としての側面に力点を置き、腹落ち感（納得感）を醸成することが重要
取り組みを通じた地域へのインパクトの創出	・地域における環境・社会インパクトの創出を企図し、ステークホルダーと共通の認識をもって取り組みを進めることの重要性を強調することが必要
金融機関内の持続的な取り組みに向けた PDCA の仕組み化	・部署間の役割を明確化した上で、本部と支店・営業店の密な情報連携による PDCA サイクルの確立が必須 ・PDCA 実施に際しては、本部は商品・サービスや外部動向に関する知見の提供、支店・営業店は顧客とのコミュニケーションにおける知見を活かし、両者の掛け合わせにより支援策を実装する考え方が有効

一方、同省は 4 月 7 日に、「地域金融機関における TCFD 開示の手引き」を公表した。本手引きは地域金融機関に対して、TCFD 開示を単にゴールとするのではなく、TCFD 開示を通じて地域社会の脱炭素化を自らのリスク・機会に落とし込むとともに、地域事業者と手を組み、地域社会の脱炭素化に関して戦略的な対応を行うことを推奨している。また本手引きは、関連の知見が不足しがちな地域金融機関に対して、TCFD を対応を通じて自らのリスク・機会を捉えた実効的な開示や地域社会の脱炭素移行を促進する体制構築などを支援することを目的としている。

本手引きは、地域金融機関の事業特性、立地環境、担っている機能などに照らして、①地域の

持続可能な成長の牽引 ②自身の持続可能な経営 ③金融システムの安定——の3つの観点から、TCFD 開示に取り組むことを推奨している。ESG ガイドが求める地域社会への積極的な働きかけに際して、金融機関は TCFD 開示のフレームワークを活用することで、自身の移行計画や戦略の土台を形成し、中小企業経営者の ESG 意識向上へのアプローチを検討することが可能となる。

大企業ではすでに ESG 経営は主流なものとなってきたが、中小企業への普及はまだまだ不十分なのが現状だ。しかし、いずれ政府の脱炭素政策や大企業のサプライチェーン管理および移行戦略の強化に伴い、中小企業の事業継続や地域社会の様態に重大な影響が生じることが想定される。地域金融機関においては、事業活動を通じてこのような危機感を地域社会へ伝達すると同時に、レジリエンスに富んだ地域社会の構築へ貢献していくことが重要となる。

### <不正競争防止法>

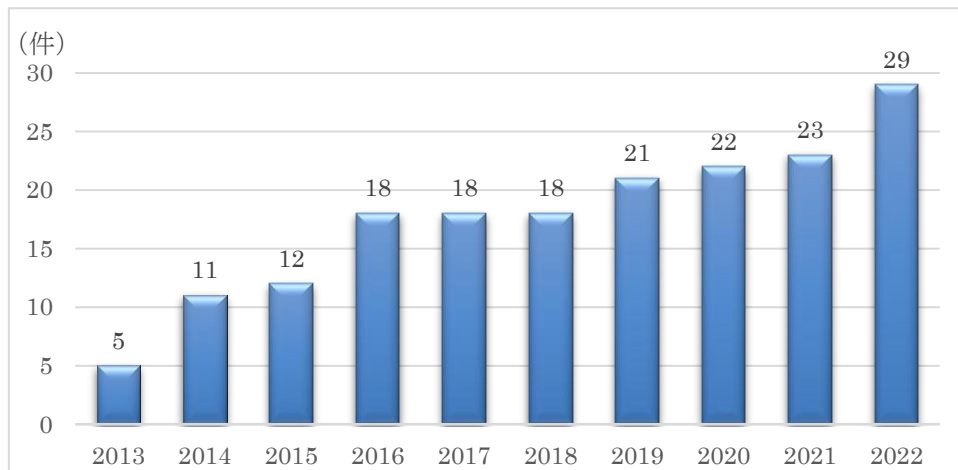
#### ○2022 年、営業秘密侵害摘発件数が過去最多 警察庁まとめ

(参考情報：2023 年 3 月 警察庁 HP)

[https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/seikeikan/R04\\_nenpou.pdf](https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/seikeikan/R04_nenpou.pdf)

警察庁は3月23日、「令和4年における生活経済事犯の検挙状況等について」を公表した。それによると、2022年以内に全国の警察が摘発した企業情報の持ち出しなどの営業秘密侵害事件が前年比6件増の29件で、統計のある13年以降で最多だったことが分かった。検挙数は年々増加傾向にある。営業秘密に対する企業の防衛意識の高まりや、雇用の流動化による転職の増加が背景と見られる。

#### <過去10年における営業秘密侵害事犯の検挙事件数の推移>



出典：警察庁「令和4年における生活経済事犯の検挙状況等について」

記載内容をもとに弊社にて作成

営業秘密漏えいの近年の増加傾向は、企業が情報管理体制の強化に取り組む重要性を補強している。

営業秘密として法的保護を受けるためには、その定義にある「秘密管理性」、「有用性」、「非公知性」の三要件を満たすことが求められ、漏えい防止対策はこの三要件を踏まえて検討することが重要である。

## &lt;営業秘密の定義（不正競争防止法第2条第6項）&gt;

「営業秘密」とは、秘密として管理されている（秘密管理性）生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報（有用性）であって、公然と知られていないもの（非公知性）をいう。

※条文中の括弧書きは弊社にて追記

また、営業秘密の漏えい防止対策は、その情報の特性に応じて、想定される情報流出のルートごと（従業員、退職者、取引先、外部者等）の検討が必要である。経済産業省が作成した「秘密情報の保護ハンドブック」では以下のような例が示されているので、参考にされたい。

## &lt;対策の例&gt;

観点	対策の目的	対策例
物理的・技術的な 防御	接近の制御	・適切なアクセス権の設定 ・施錠管理 ・ファイアーウォールの導入 等
	持出し困難化	・私用 USB メモリの使用制限 ・電子データの暗号化 ・外部へのアップロード制限 等
心理的な抑止	視認性の確保	・防犯カメラの設置 ・職場の整理整頓 ・PC ログや作業の記録 等
	秘密情報に対する 認識向上	・情報管理ルールの策定・周知 ・秘密情報であることの明確化・明示 ・研修の実施 等
働きやすい環境の 整備	信頼関係の維持・ 向上等	・ワークライフバランスの推進 ・コミュニケーションの促進 ・漏えい事例の周知 等

出典：経済産業省「秘密情報の保護ハンドブック\*」記載内容をもとに弊社にて作成

営業秘密の漏えい防止対策を検討する際、物理的・技術的な対策に目が行きがちだが、それだけでは対策として限界があるため、組織的・人的な対策を含めた総合的な対策を指向することが望ましい。具体的には、情報管理ルールを定めて適切に運用する、就業規則や誓約書により従業員や退職者に秘密保持義務を負わせる、情報管理に関する従業員教育を行うといった対応が必要である。特に、営業秘密として法的保護を受けるためには、営業秘密であることを従業員に明確に示し、その結果として従業員が企業の秘密管理意思（特定の情報を秘密として管理しようとする意思）を容易に認識できる必要があるため、従業員への周知・教育は重要といえる。

また、自社が他社の営業秘密を意図せず侵害しないよう、採用時に転職者が転職元との関係で負う秘密保持義務や競業避止義務といった義務の有無や内容を確認する、営業秘密を持ち込まない旨の誓約書を転職者から取得するといった対策も検討する。

一方、サイバー攻撃などの高度化により情報漏えいは起こり得るという前提に立ち、営業秘密の漏えいが発生した場合の対応体制や対応事項、対応手順などを整備することが望ましい。

営業秘密の漏えい対策に向けて、既存の情報管理体制に加えて上記のような取り組みを行うことで、より強固な体制を構築することが求められる。そのためには経営層が積極的に関与し、リーダーシップを発揮して、全社横断的な取り組みを推進することが期待される。

\* 経済産業省「秘密情報の保護ハンドブック」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>

## <サイバー>

### ○サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver3.0 を公表、経営者必須の原則や実施事項を改定

(参考情報：2023年3月31日付 経済産業省 HP

<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230324002/20230324002.html>)

経済産業省は「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver. 3.0」を公表した。2017年の Ver. 2.0 以来の改訂。15年の初版では、「サイバーセキュリティリスクは経営問題」と明示。その後、「経営者は、サイバーセキュリティリスクを認識」と語調と強めた Ver. 2.0 に加えて、Ver3.0 では「サイバーセキュリティリスクが自社のリスクマネジメントにおける重要課題」として、経営者にリスク認識のいっそうの引き上げを求める表現になった。

本ガイドラインは、経済産業省と独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が企業の経営者を対象に、経営者の主導のもとで組織的なサイバーセキュリティ対策を実践するための指針として策定している。

本ガイドラインは、「経営者が認識すべき3原則」と、経営者が CISO 等に指示し、確実に実施させる「サイバーセキュリティ経営の重要10項目」の基本的な構成は維持。その上で、経営者による最新のサイバーセキュリティを取り巻く環境への認識と対策の実践を支援するため、有識者からの意見やパブリックコメントにおける意見等を踏まえ、主に以下の内容で改訂した。

#### 「経営者が認識すべき3原則」の主な改訂点

項目	概要と主な改訂点
原則(1)	経営者は、サイバーセキュリティリスクが自社のリスクマネジメントにおける重要課題であることを認識する必要性と、残留リスクを許容水準まで低減することは経営者の責務であることの追記
原則(2)	国内外のサプライチェーンでつながる関係者への目配り、サプライチェーン全体を俯瞰した総合的なセキュリティ対策の必要性の追記
原則(3)	社外のみならず、社内関係者とも積極的にコミュニケーションをとること、インシデント発生時にも当該コミュニケーションが機能することの必要性の追記

#### 「サイバーセキュリティ経営の重要10項目」の主な改訂点

項目	概要と主な改訂点
指示5	サイバーセキュリティリスクの識別やリスクの変化に対応した見直しやクラウド等最新技術とその留意点、システムが停止した場合に業務を止めないための計画（BCP）を策定し、バックアップの取得や代替手段の整備等について、追記・修正
指示8	事業継続の観点から、制御系も含めた業務の復旧プロセスと整合性のとれた復旧計画・体制の整備やサプライチェーンも含めた実践的な演習の実施等について追記・修正
指示9	ビジネスパートナーとのサイバーセキュリティ対策の役割と責任の明確化、対策導入支援などサプライチェーン全体での方策の実行性を高めることについて追記・修正
指示10	有益な情報を得るためには適切な情報を提供することも必要であることを強調しつつ、被害の報告・公表への備えをすることやステークホルダーへの情報開示、情報共有先のコミュニティの具体例について追記・修正

また、本ガイドラインは本冊と6つの付録で構成され、付録は A,B,D,E がそれぞれ次のように改訂された。付録は今後も改訂の必要性に応じて適宜更新される予定である。

## 「付録」の主な改訂点

文書	項目	付録の概要と主な改訂点
付録 A	サイバーセキュリティ経営チェックシート	ver3.0 より付録 A-1 と付録 A-2 に分割され、それぞれ「経営者が認識すべき 3 原則」と「サイバーセキュリティ経営の重要 10 項目」が自組織で実施できているかセルフチェックするためのツールとして改訂された。
付録 B	サイバーセキュリティ対策に関する参考情報	ver3.0 より全般・3 原則・重要 10 項目のそれぞれに対応する記載へ改訂された。 実務部門が実践する上で参考となる情報源や資料が掲載されており、多くは URL リンクより適宜最新版を参照する必要がある。
付録 D	関連する規格・フレームワーク等との関係	ver3.0 より国際規格（ISO/IEC 27000 シリーズ）に加えて、サイバーセキュリティ関連のフレームワーク等との対応関係を示した一覧表へと改訂された。重要 10 項目等を実践する実務者向けの参考情報である。
付録 E	用語の定義	本ガイドラインで用いる用語や略語が定義 ver2.0 の 21 個から、ver3.0 では 31 個へ増えた。

企業のサイバーセキュリティ対策は、サイバー攻撃から自社の IT システムやそこで扱われる情報資産の保護を主たる目的として議論されてきたが、企業活動の多くをデジタル環境に依存する現在、会社法の求める内部統制システムの構築や必要な体制の整備、コーポレートガバナンス・コードに基づく開示と対話等においてサイバーセキュリティに関するリスクを考慮しなければ実態に即したものにはならず、サイバーセキュリティを包含するエンタープライズリスクマネジメントの実践が求められている。本ガイドラインの改訂では、ステークホルダーとの対話が重要視され、有価証券報告書や ESG 報告書を通じたサイバーリスク対策への情報開示が必要と考えられる。

## &lt;情報開示&gt;

## ○東証が CG コード未対応の説明例まとめ、形式的対応に警告、3 年連続「検討中」が 140 社

(参考情報：2023 年 3 月 31 日付 日本取引所グループ HP

<https://www.jpx.co.jp/news/1020/20230331-01.html>)

東京証券取引所は 3 月 31 日、「建設的な対話に資する『エクスペレイン』のポイント・事例について」を公表した。上場企業が情報開示においてコーポレートガバナンス・コード（CG コード）が遵守を求める各原則を実施しない場合に記載する“エクスペレイン”について、22 年 12 月時点での好事例や不十分な例をまとめた。現状でエクスペレインの理由や説明が不十分なケースが散見されるとして、投資家が適切に理解できるよう、その時点での取り組み状況や個別事情を踏まえた説明の必要性を求めた。上場会社が自社の開示内容を自主的に点検する際の活用を期待する。

「コンプライ・オア・エクスペレイン」は、法的拘束力のない CG コードの特徴のひとつ。企業が守るべき事項を詳細に規定した「細則主義」ではなく、提示された原則に織り込まれた趣旨や理念を理解し、企業が主体的に開示内容を決める「原則主義」に由来する。企業は、CG コードの原則を実施しなくても、その理由を「コーポレート・ガバナンスに関する報告書（CG 報告書）」などで「エクスペレイン（説明）」することが認められている。ただし、昨今は説明が不十分な事例が散見され、制度の形骸化への指摘もあるという。

今回は、CG コードの原則について、①現状の対応状況の明確な説明 ②実施しない理由の記載

の有無 ③個別事情も踏まえた具体的な説明——の3類型で整理し、それぞれ解説している。

②実施しない理由の記載がない事例では、「実施しない理由や具体的な検討状況を記載せずに『検討中』としている」ケースを指摘。検討状況の更新がない企業も多かった。また、議決権の電子行使等を求めるCGコード「補充原則1-2④」では、直近でエクस्पラインの記載をしているプライム・スタンダード企業1523社のうち、3年連続で「検討中」と記載している企業が139社に上った。実施に向けた具体的なスケジュール設定や検討状況のアップデートなどの対応策を求めている。

一方、好事例では、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に基づくサステナビリティ情報の開示等を求める「補充原則3-1③」に従わない理由に、ITサービスが主力で環境負荷が高くないためとした説明を、自社の個別事情を踏まえた記載として挙げた。今回の掲載事例の出典は、一部を除きプライム・スタンダード上場企業が東証に提出したCG報告書だが、CGコードと同様に原則主義を採用する開示基準や有価証券報告書のサステナビリティ情報開示など、他の開示資料でのエクस्पラインの参考にもなりそうだ。

東証は市場再編の実効性向上のため、22年7月に「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」を設置。今年1月には論点整理と今後の対応を公表しており、エクस्पラインの改善を含む「コーポレート・ガバナンスの質の向上」を企業価値向上に向けた取り組みのひとつに位置付けていた。

#### <情報開示>

#### OCGコード原則、サステナビリティ関連の遵守が低調、東証白書

（参考情報：2023年4月4日付 日本取引所グループHP

<https://www.jpx.co.jp/news/1020/230404-01.html>）

東京証券取引所は4月4日、「東証上場会社コーポレートガバナンス白書2023」を公表した。2007年からの隔年発行で今回が9回目。コーポレートガバナンス・コード（CGコード）の全83原則の実施状況を掲載している。今回は、サステナビリティ課題への対応の必要性が明示された21年のコーポレートガバナンス・コード（CGコード）改訂後初めての白書で、サステナビリティ情報開示への言及やデータの記載が増えた。一方で、サステナビリティ関連の原則の遵守は低調だった。

22年7月14日時点で東証のプライム・スタンダード・グロース各市場の上場企業が提出したコーポレートガバナンス報告書（CG報告書）が対象。全体の構成では、取締役会の運営や株主との対話などのテーマと並び、「サステナビリティを巡る課題への取り組み」が独立した章として設けられた。内容にはサステナビリティを重視する背景のほか、環境（気候変動）や人的資本、知的財産投資などを取り上げている。

前回21年版では、コラムでESG投資や情報開示の近時の動向を取り上げていたが、サステナビリティに関する言及は多くなかった。21年版発行後の同年6月にCGコードが改訂され、新設された補充原則3-1③では気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の枠組みを用いるなどサステナビリティ取り組みの適切な開示を明記した。今回の白書におけるサステナビリティに関する記載の拡充も、2度目のCGコード改訂やそれを受けた上場企業のガバナンスの変化が反映された格好だ。

CGコードの対応状況は、全83原則について遵守または実施しない理由の説明（コンプライ・

オア・エクスプレイン) が求められるプライム・スタンダード上場企業が対象。集計結果はすでに22年8月に公開されていたが、白書の付録では組織形態や外国人株式所有比率など項目別の詳細な集計表が掲載されている。CGコードの各原則の実施状況を示すコンプライ率について、プライム・スタンダード合計で最も低いのは議決権の電子行使や招集通知の英訳を求める補充原則1-2④の53.8%だった。ただ、市場別ではプライムが83.9%、スタンダードが15.7%となり区分により大きな違いが見られた。

次いで全体のコンプライ率が低いのは、女性や外国人など中核人材の登用における多様性の確保に関する補充原則2-4①の58.9%で、プライムは72.8%、スタンダードは41.5%だった。TCFDの枠組みなどによるサステナビリティ情報の開示を求める補充原則3-1③も三番目に低く全体で60.9%にとどまり、プライム(62.3%)とスタンダード(59.1%)の市場区分による差は小さかった。

白書では、TCFDをめぐる気候変動開示の質と量の充実進展を評価する一方、「シナリオ分析や開示はあくまでも手段であり、それ自体が目的となることは望ましくない」と指摘。気候変動に関する戦略を通じて「企業の持続的な成長と中長期的な企業価値を高めていくことが重要」との見解が示された。プライム市場をはじめとする上場企業はCGコードを順守するだけでなく、経営戦略と結び付けながら各原則を実施していくことが求められそうだ。

## <生成AIのリスク>

### ○対話型・生成AIの利用普及と企業活用時の留意点

米OpenAIが開発した対話型・生成AIのChatGPTが話題沸騰中だ。ChatGPTは大量にテキストデータを学習したAIが、質問に対して自分と会話するかのように文章で回答してくれる。その活用法は、情報収集からテキストの作成・要約・校正、翻訳、プログラミングの作成まで多岐にわたる。業務の効率性が求められるビジネスにおいて様々な利用場面が想定される。

企業にとっての関心事はその有用性だけでなく、利用に伴うリスクである。例えば、ChatGPTでは基本的にインプットしたテキストは学習に利用されるという特徴(その他の主な特徴は本項末尾を参照)があり、従業員がインプットした機密情報をAIが学習し他者への回答に反映するといった形での情報漏えいは、大きなリスクのひとつだ。実際に韓国大手メーカーでの自社情報の漏えいが報道されている。回答に反映されなかったとしても、サーバー上に保存されたデータが漏えいする危険性は残る。3月20日には、他の利用者のインプット履歴や、利用者の氏名・メールアドレス・クレジットカード番号の一部などが確認できるようになっていたバグがあったことをOpenAIが公表\*している。当該バグはすでに修正済みであるものの、セキュリティ面でも発展途上であることが窺える。

情報漏えい以外にも、AIにより生成されたデータを業務利用する場面においてリスクは存在する。例えば、AIが学習した情報が必ずしも正確とは限らず回答結果に誤りがある、回答結果に他者が著作権を有する内容が含まれ無断使用となる、などがある。



## ＜対話型・生成 AI 利用時の主なリスク＞

対象	利用者側の主なリスク
インプット (AI への指示文)	<ul style="list-style-type: none"> <li>機密情報、個人情報などの情報漏えい</li> <li>プライバシーの侵害 など</li> </ul>
アウトプット (AI による自動生成データ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の正確性、網羅性、最新性の担保</li> <li>差別的・偏見的内容を含む不適切な表現</li> <li>著作権などの他者が所有する権利の無断使用</li> <li>景表法などに抵触する不当な表示 など</li> </ul>

このようなリスクを懸念して、ChatGPT をはじめとする対話型・生成 AI をめぐる企業の対応は分かれており、早い段階から社内での利用制限に動いた企業も出ている。その一方で、対象者を限定した試験的導入やセキュリティ対策を講じた上での全面的な利用、さらには利用料金の会社負担や自社専用の ChatGPT を構築するなどの積極策を打ち出す企業も出始めている。

対話型・生成 AI を利用する場合に、企業としては、しかるべきセキュリティ対策をとることに加えて、利用ガイドラインなどのルール作りや従業員への教育も重要になってくる。利用ガイドライン策定時には利用サービス・プランの特徴、自社の業務特性、想定される利用場面などを押さえておくことがポイントとなる。利用ガイドラインに盛り込む項目に考えられるものは以下がある。

## ＜利用ガイドラインの項目例＞

- 基本方針
- 用語の定義
- 利用可能なサービス・特徴・使用法
- 利用対象者
  - 特定部署などに利用を限定する場合
- 業務利用条件
  - 自社で利用を想定する業務を具体的に記載
- 利用時の留意点
  - インプットすべきでない情報（機密情報、個人情報など）
  - アウトプットに対するレビューの必要性（情報の正確性など）
  - 社外提供の可否・チェック事項（不当表示、不適切な表現など）
  - .....
- 管理体制
  - 主管部署
  - 利用の承認（承認権限、利用期間、利用可能媒体）
  - 利用状況のチェック
  - 利用規約等の更新の有無
  - .....

ChatGPT などは、利用間もないサービスのため、潜在する課題やリスクもまだまだ不透明な状況にある。欧米各国では収集データや情報漏えいに対する懸念などから ChatGPT などを規制する動きが強まっている。ただ、すでに誰でも簡単に便利なツールを利用できる状況にあることを踏まえると、対話型・生成 AI が全く使用されなくなるという将来は想定し難い。対応方針の検討に着手せず、静観をし続ける場合、相応のリスクがあることに留意すべきだ。

方針が定まっていない企業は、多方面からの情報収集を通じて、AI の有用性および利用上のリスクを認識し、適正な用途を理解した上で、導入可否などの自社における対応を判断することが望まれる。一方で、方針を定めた企業は、各国政府による規制や他社の活用状況・対策などの動

向をウォッチし、既存のルールなどに反映していくことが必要だ。

<利用規約\*\* 等からみた ChatGPT の主な特徴> ※2023 年 4 月 25 日時点

項目	内容
利用規約等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの利用には、OpenAI が定める利用規約、プライバシーポリシー等を遵守する必要がある。</li> <li>※リリース以降、頻繁に更新されている。</li> </ul>
コンテンツ（インプット・アウトプット）の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>インプット（AI への指示文）は、利用者が所有する。</li> <li>アウトプット（AI による自動生成データ）は、規約等の遵守を条件に、全ての権利権限を利用者に譲渡する。商用利用も可能。</li> </ul>
コンテンツの類似性	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の利用者と同一または類似の回答を受け取る場合がある。</li> <li>他の利用者が受け取った同一の回答は、自身のコンテンツとにならない。（使用した場合、他の利用者の権利と競合する場合がある）</li> </ul>
サービス改善（学習等）への利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>API（ChatGPT を活用して開発されたサービスなど）のコンテンツは学習等には利用せず、非 API のコンテンツは学習等に利用する。</li> <li>学習等の利用されたくない場合、オプトアウト申請ができる。</li> </ul>
正確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>実在の人物、場所、事実を正確に反映しない誤ったアウトプットが生じる場合があるため、利用者自身で評価する必要がある。</li> </ul>
学習に利用したデータ	<ul style="list-style-type: none"> <li>アウトプットは 2021 年 9 月までの学習データにもとづいており、以降の最新情報は含まれない。</li> <li>どのようなデータを学習したかは公開されていない。</li> <li>テキストデータのみを取り扱う。</li> </ul>
有料版	<ul style="list-style-type: none"> <li>無料で使用可能だが、有料版には以下の機能がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 応答時間の短縮</li> <li>- ピーク時の優先アクセス</li> <li>- 新機能・技術の利用（利便性、回答の正確性、安全性等が向上したバージョン）など</li> </ul> </li> </ul>

\*OpenAI ・ HP(Latest updates)

<https://openai.com/blog/march-20-chatgpt-outage>

\*\* OpenAI ・ HP(Terms of use)

<https://openai.com/policies/terms-of-use>

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

#### お問い合わせ先

**MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部**

**リスクマネジメント第三部**

**interrisk\_csr@ms-ad-hd.com (危機管理・コンプライアンスグループ)**

**interrisk\_erm@ms-ad-hd.com (統合リスクマネジメントグループ)**

**CyberRisk\_irric@ms-ad-hd.com (サイバーリスクグループ)**

**リスクマネジメント第五部**

**kankyo@ms-ad-hd.com (サステナビリティ第一グループ)**

**sustainability2@ms-ad-hd.com (サステナビリティ第二グループ)**

**<https://www.irric.co.jp/>**

主な担当領域は以下のとおりです。

#### <危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

#### <統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
  - ・リスクマネジメント体制構築
  - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

#### <サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

#### <サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD支援）

#### <サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2023